

【平成 29 年度戦略的 MICE 誘致促進事業】
「沖縄県 MICE 開催実態調査(平成 29 年版)業務」
企画提案コンペ応募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県および一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)において実施する「沖縄県 MICE 開催実態調査」に係る業務について、企画コンペティションを行うために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、今後の本県における MICE 施策推進の指針となる基礎資料とするため、本県の MICE 開催実態を把握することを目的とする。

(用語の定義)

第3条「MICE」とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行: Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際・国内会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)のことを指す。

(委託業務の概要)

第4条 本事業の概要は以下のとおり。

- (1) 調査対象: 県内 MICE 受入施設および手配受入関連事業者
- (2) 対象期間: 平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日 (1 年分)
- (3) 業務内容: 別添『仕様書』を参照
- (4) 委託予算規模: 3,000,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(応募資格)

第5条 企画コンペの参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(以下「暴力団の構成員等」と略記)

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体であること。
- (4) 沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること。
- (5) MICE に関する知見を有し、かつ本事業の事業内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたっては、正副2名以上の専任の担当者を割当て、必要に応じて OCVB と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、以下の通りとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと
 - ② 共同企業体を代表する事業者が前述する応募資格(4)に定める法人であること
 - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること
 - ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)の要件を満たす者であること

(手続き及びスケジュール)

第6条 応募に係る手続き及び日程は以下のとおりとする。

(1) 応募資料の配布期間及び場所

配布期間: 平成 29 年 8 月 14 日(月)～9 月 11 日(月) 12:00 まで

配布場所: 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローWEB サイトからの
ダウンロード

<http://www.ocvb.or.jp>

(2) 企画提案コンペ参加申込み期限

企画提案コンペ参加申込書提出期限: 平成 29 年 8 月 28 日(月) 12:00 まで

提出方法: 所定の様式(様式1号)に必要事項を記入・押印の上、原本を郵送または持参
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 MICE 課

担当: 川崎、上原

(3) 応募に係る質問受け付け及び回答

質問受付期限: 平成 29 年 8 月 28 日(月) 12:00 まで

質問は所定の様式(様式2号)に記載の上、E-mail での受け付けとし、電話等その他の方法では受け付けない。

質問回答: 随時 WEB サイトにて公開

(ただし、提案内容に関係すると思われる質問には回答しない)

E-mail: mice@ocvb.or.jp

(4) 応募書類の提出期限及び提出方法

提出期限:平成 29 年 9 月 11 日(月) 12:00 まで

提出方法:「第9条(応募書類等)」に定める全ての書類を郵送または持参にて提出

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 MICE 課

担当:川崎、上原

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日 OCVB より疑義照会を行う事がある。

(6) 応募書類の審査及び結果の通知

「第8条(審査)」にて定めるとおり。

(7) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、OCVB が作成した別添『仕様書』及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託仕様書と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、OCVB と契約予定事業者との間で委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰上げて協議の上、契約を行うものとする。

(再委託)

第7条 本事業を実施するにあたっては、OCVB の承認なくして、委託業務全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。この場合の再委託者の資格についても、第5条「応募資格」の規定を準用するものとする。

(審査)

第8条 審査方法および基準は以下の通り。

(1) 審査方法

企画コンペ審査会によるプレゼンテーション審査を行う。但し、応募者が 4 社以上であった場合は、事前の書面審査によりプレゼンテーション審査を行う応募者を選定する。

プレゼンテーション審査の日程については、応募者にのみ通知する。尚、審査の内容および審査結果についての問合せには対応しない。

(2) 審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、別添『仕様書』に示す要件及び業務遂行にあたっての効率性、実施体制、見積金額など以下を基準に総合的に判断する。

- ① 本業務の趣旨を理解したうえでの調査方法となっているか。(業務実施内容)
- ② 調査において回収率や回答率を上げるための工夫がなされているか。(調査手法)
- ③ 収集した情報を取りまとめ、分析を交えて本事業の趣旨をもとに示す工夫が提案されているか。(企画内容)
- ④ 実施内容及びスケジュールを踏まえた実現性のある実施体制になっているか。(実施体制)
- ⑤ 見積額が予算の範囲内であり、かつ適切であるか。(見積額)
- ⑥ 過去の類似案件実績。(過去実績)

(3) 審査結果の通知

提出締切日より、7日程度。但し、事前の書面審査を行う場合はこの限りではない。

(応募書類等)

第9条 応募に際し提出する書類は以下のとおりとする。(1)～(6)について、**計5部**提出すること。

(1) 企画提案書(様式3号)

共同企業体で応募する場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

(2) 委託業務実施体制表(任意の様式)

委託業務の実施に携わる担当者企業名、氏名及び担当業務の一覧を記入すること。また、構成企業各社の役割を明確に記載すること。

(3) 類似案件の実績表(様式3号)

構成企業別に過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。類似案件実績が無い場合は、その旨を記載すること。

(4) 提案概要書(任意の様式)

「(5) 企画提案書」の内容を A4 版1枚(横置き)にまとめた概要書を提出すること。

(5) 企画提案書

別添「仕様書」に基づき作成した企画提案書を提出すること。別添「仕様書」は、本事業の実施内容の目安を示すものであるため、応募者は要求された仕様の実現方法及び提案内容をわかりやすく提示すること。

サイズは A4横置き(長辺綴り)とし、明瞭簡潔に示すこと。尚、製本等は行わず、長辺2箇所をパンチング等により綴ること。枚数は 20 枚以内とする。

以下の各項目を満たすこと。

- ① 仕様書「4 調査内容」に記されている内容
- ② 工程表

(6) 予算見積書

委託業務に係る人件費、素材費及び機材費等について、所要経費を見積ること。金額の単位は円とする。合計金額には消費税8%を含むものとする。

(その他留意事項)

第10条 その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けないものとする。
- (3) 企画提案参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は参加辞退申請書(様式4号)を提出すること。
- (4) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (5) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更及び追加は認めない。ただし、OCVB が要求した場合はその限りではない。
- (6) 提出された応募書類は返却しない。
- (7) 事業完了時に OCVB が指定する証票書類(支払を証明できる書類の写し等)を提出しなければならない。

(免責事項)

第11条 本事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 8 月 14 日から施行する。